

○愛南町ひとり親家庭医療費助成条例

平成16年10月1日

条例第118号

改正 平成18年9月20日条例第40号

平成20年3月28日条例第11号

平成24年3月23日条例第10号

平成26年9月5日条例第25号

平成27年6月11日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(2) 配偶者のない者とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める配偶者のない女子又は同条第2項に定める配偶者のない男子をいう。

(3) 児童とは、20歳に満たない者(月の初日以外の日において20歳に達するときは、その属する月の末日まで20歳に満たない者とみなす。)及び20歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者をいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に就学している者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、その身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級に該当する者

ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所

又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であって「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者で、別に町長が定める者

- (4) 保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び高額療養費並びに高額介護合算療養費をいう。
- (5) ひとり親家庭とは、同一世帯に属する配偶者のない者とその者が扶養する児童との集りをいう。
- (6) 家庭主とは、児童を扶養する配偶者のない者をいう。
- (7) 療養機関とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関その他病院又は保険薬局、診療所又は薬局をいう。

(受給資格者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、本町の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。)、本町の区域内に住所を有しないことにつき町長が特別の理由があると認める者又は同条の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(本町が保険料を徴する者に限る。)とされた者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被扶養者であるもの(以下「受給資格者」という。)とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているもの及び国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者若しくは前年において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者を除く。

- (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない者
- (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童
- (3) 祖父若しくは祖母と孫又は兄若しくは姉と弟妹からなる家庭であって町長がひとり親家庭に準ずると認めるもの
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

(助成)

第4条 町は、受給資格者が疾病又は負傷のために療養機関において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、高額介護合算療養費、特別療養費、医療費等(他の制度によるものを含む。))の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額に相当する金額を当該受給資格者の家庭主又は受給資格者たる父母のない児童を扶養する者(以下「家庭主等」という。)に助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村住民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は、助成の対象としない。

2 前項の規定による助成金の支給の対象となる医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病等が、第三者の行為によって生じたものであり、かつ、療養に要する費用の全部又は一部について第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

2 医療保険各法に基づく付加給付額のほか、国、地方公共団体その他の法令に基づく団体が行う医療費等の給付が行われるときも、前項と同様とする。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、第4条で定める一部負担金に相当する額を療養機関に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、家庭主等の申請に基づき、申請者に対し第4条の一部負担金に相当する額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた受給資格者があるときは、その者から当該助成を受けた金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の内海村母子家庭医療費助成条例(昭和49年内海村条例第40号)、御荘町母子家庭医療費助成条例(昭和49年御荘町条例第25号)、城辺町母子家庭医療費助成条例(昭和49年城辺町条例第25号)、一本松町母子家庭医療費助成条例(昭和49年一本松町条例第41号)又は西海町母子家庭医療費助成条例(昭和49年西海町条例第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(受給資格に関する経過措置)

- 3 当分の間、第3条ただし書に規定する所得税の納付義務を有する者のうち、前年において、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用するものとしたならば、所得税の納付義務を有しないこととなる者については、所得税の納付義務を有しない者とみなす。

附 則(平成18年9月20日条例第40号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月5日条例第25号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年6月11日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の愛南町母子家庭医療費助成条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例による改正後の愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に

対する助成については、なお従前の例による。

(愛南町子ども医療費助成条例の一部改正)

- 4 愛南町子ども医療費助成条例(平成16年愛南町条例第117号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略